

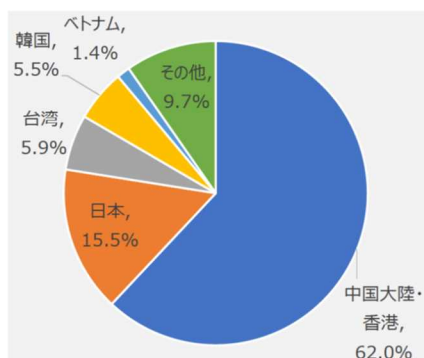
中国税関での通関手続

2022年12月22日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

侵害品の大半を中国製品が占め、中国政府が水際規制を強化することで、通関業者の方からの相談が増えています。本稿では中国税関について御紹介致します。



出典：経済産業省「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告(2019年)」

2 中国の税関

2.1 税関について

税関では税関総署が中心となり知的財産権の侵害品を取り締まります。取締は以下の2つのルートに分かれます。

- ・税関の職権に基づく取締
- ・知的財産権者の申請に基づく取締

2.2 税関の職権に基づく取締

税関は発見した疑義侵害品を取り締まります。

第1 事前登録

税関の取締を得るには税関総署に対し知的財産権に関する事前登録が必要です。

事前登録の手順は以下の通りです。

- 第1 税関総署のWEBサイトを通じてアカウント登録
- 第2 アカウントに対応付けて知的財産権の種類や権利者情報等を入力
- 第3 ホワイトリストを作成 (※後掲を参照)
- 第4 オンラインを通じて登録申請を提出

知的財産権は商標権、著作権、専利権（日本の特許権／実用新案権／意匠権に相当）に限ります。税関では商標や著作権に基づく取締が多いことから、少なくとも商標や著作権に関する事前登録が重要といえます。事前登録は日本の商標等でなく、中国の商標等でなければなりません。登録の有効期間は10年であり、更新もできます。

第2 通関手続の中止

疑義侵害品を発見した場合、税関は貨物の知的財産権の状況の報告を荷受発送人に要求します。荷受発送人からの報告がない場合、税関は貨物の通関手続を中止し、その旨を知的財産権者に通知します。

知的財産権者及び荷受発送人は税関の同意を得て疑義侵害品の中身を確認できます。確認のために、疑義侵害品の撮像写真を税関から取得できますが不鮮明であることが多いため、現地代理人又は現地法人の担当者が直接確認した方が好ましいです。

第3 差押の申請

知的財産権者は通知から3営業日以内に疑義侵害品の差押を申請します。申請する場合、知的財産権者は担保金を税関に供託します。なお担保金は現地代理人が立替で支払う方が確実です。一方差押を要求しない場合、知的財産権者はその旨を税関に表明します。

ところで日本企業が知的財産権者である場合、日本企業は税関から電子メールを通じて通知を受けます。電子メールを受領した場合、日本企業は真贋判断して回答する旨の受信確認メールを税関に必ず返信すべきです。仮に侵害でない場合でも、日本企業はその旨を必ず税関に返信すべきです。税関への返信を怠ると、以後税関の協力を得ることができなくなるおそれがあります。返信を密にすれば、例えば期間内の真贋判断が困難な場合、その旨を税関に伝えることで多少の猶予期間を得ることができる場合があります。

第4 差押

a) 適法な申請若しくは担保金がない場合、又は要求しない旨の表明を受けた場合、税関は通関手続の中止を解除します。

b) 適法な申請及び担保金を受けた場合、税関は貨物を差押え、その旨を知的財産権者に通知します。併せて差押証書を荷受発送人に送達します。通常、差押費用は知的財産権者が負担し、その後荷受発送人に求償します。

第5 調査

税関は差押から30営業日以内に、差押の貨物の知的財産権状況を調査認定します。税関は知的財産権者及び荷受発送人に調査を協力させ、状況及び証拠の提供を要求します。侵害しないと判断した場合、荷受発送人は書面を通じて税関に反論します。税関は知的財産権主管部門に調査の意見を要求できます。

第6 差押の解除

a) 知的財産権者が差押の請求を取り消した場合、税関は差押を解除します。

b) 知的財産権者及び荷受発送人が和解して差押の解除の申請がなされた場合、税関は調査を終了します。

c) 荷受発送人の侵害認定の反論が成功した場合、税関は差押を解除します。

d) 調査を通じて侵害認定できないと判断した場合、税関は差押を解除します。

第7 人民法院への請求

知的財産権者は侵害行為の差止や財産保全を人民法院に請求できます。人民法院は差押の協力要請を税関に通知し、税関は人民法院に協力します。知的財産権者による人民法院

への請求がなく、差押から50営業日以内に、差押の協力要請を人民法院から受領しない場合、税関は差押を解除します。

第8 没収決定

調査を通じて知的財産権の侵害を認定した場合、税関は差押の貨物を没収し、その旨を知的財産権者に通知します。

没収した貨物は以下のいずれかの方法で処理されます。

A) 社会公益事業に役立つ場合、所定の公益機構に移送

B) 買付の意思表示がなされた場合、表明した知的財産権者に有償で譲渡

C) 侵害特徴を除去できる場合、特徴を除去して第三者に競売、競売で取得した代金を国庫に納める

D) 上記の何れも不可の場合、破棄

実務上は見せしめ的な意味合いから処理Dで処理されるのが大半です。

2. 3 請求に基づく取締

第1 差押の申請

疑義侵害品の輸出入を発見した場合、知財財産権者は疑義侵害品の差押を申請します。申請する場合、知的財産権者は担保金を税関に供託します。

第2 差押

適法な申請又は担保金がない場合、税関は申請を拒絶し、その旨を知的財産権者に通知します。適法な申請及び担保金を受けた場合、税関は貨物を差押え、その旨を知的財産権者に通知します。併せて差押証書を疑義侵害品の荷受発送人に送達します。知的財産権者及び荷受発送人は税関の同意を得て差押の貨物の中身を確認できます。

第3 処理

a) 貨物（専利権の疑義侵害に限る）の荷受発送人は担保金を供託して通関手続の中止の解除を要求できます。その結果通関手続の中止を解除した場合、税関はその旨を知的財産権者に通知します。知的財産権者は専利権侵害に基づく紛争を人民法院に提起し、通知から30営業日以内に人民法院の起訴受理通知書の写しを税関に提出します。税関は人民法院に協力します。知的財産権者が人民法院に起訴しない場合、税関は担保金を荷受発送人に返還します。

b) 知的財産権者は知的財産権侵害に基づく紛争を人民法院に提起します。税関は差押から20営業日以内に、差押の協力要請を人民法院から受領した場合、人民法院に協力して押収を行います。知的財産権者による人民法院への提起がなく、人民法院から差押の協力要請を受領しない場合、税関は差押を解除します。

3 その他

3. 1 個人が携帯する貨物、又は郵便による貨物の場合

税関はこれらの貨物が個人使用の合理的数量を超過すると判断した場合には差押ができ

ます。

3. 2 ホワイトリストへの登録

税関総署のWEBサイトを通じて、製品名、商標、中国内製造企業、輸出入業者、運送業者、荷受発送人などをホワイトリスト（合法的商品一覧）に登録更新することができます。その結果、知的財産権者から許諾を受けた合法的商品が間違っして差し押えられることがないよう対応することができます。またホワイトリストへの登録以外では、知的財産権者から取得した許諾証を直接税関に提出する対応もあります。

4 むすび

中国税関で差し押さえられることで、販売商品が年末商戦等に間に合わなかった場合、その損害は甚大となります。日頃から準備をすることで円滑な商流を目指すことが大切です。

以上